

# 令和6年度奈良市中小企業伴走型支援事業業務委託

## 仕様書

# 令和6年度奈良市中小企業伴走型支援事業業務委託仕様書

## 1. 業務名

令和6年度奈良市中小企業伴走型支援事業業務委託

## 2. 目的

社会・経済の構造が大きく変化し、企業経営のあり方が根本的に問われている中、企業は自社の経営戦略を見直し、より高い付加価値を生み出すプロジェクトを立案することを求められている。

本事業はデザインの力をブランドの構築やイノベーションの創出に活用する経営手法（以下、「デザイン経営」という。）で中小企業支援を行う専門家が、企業経営者に伴走して助言・直接支援を実施することで、企業自身が顧客に高い価値を提供するための新たな戦略の策定を促すものである。さらに企業単体の業績を向上させるだけでなく、本事業をきっかけに高付加価値企業となるフロントランナーを生み出し、その取組を積極的にPRすることや育った被支援事業者たちが、次の被支援事業者たちの支援にも関わることで、次の高付加価値企業を生み出す好循環を創出し、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

## 3. 業務概要

### (1) 業務名称

令和6年度奈良市中小企業伴走型支援事業業務委託

### (2) 予算概要

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、本仕様書に基づくとともに、関係法令を遵守すること。本仕様書に明示がない事項については、その都度、発注者と受注者が協議の上決定する。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、自らの組織から管理責任者を選任し、発注者に通知すること。
- (5) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (6) 受注者は、業務中に知り得た内容等について第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (7) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には速やかに発注者と協議を行い指示を仰ぐこと。

## 5. 業務計画書の提出

- (1) 受注者は、契約締結の日から 15 日以内に「業務計画書」を作成の上発注者に提出し、承諾を得ること。
- (2) 「業務計画書」には、次の事項を記載すること。
  - ・ 検討する業務内容
  - ・ 業務を実施する上での方針
  - ・ 業務の詳細な工程
  - ・ 業務実施における組織体制
  - ・ 発注者との打合せ計画表
  - ・ 業務フローチャート（段階的な確認と発注者への報告を含む）
  - ・ その他発注者が必要とする事項
  - ・ なお、上記記載事項に追加又は変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承諾を得ること。

## 6. 貸与する資料および使用制限

本業務にあたっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

## 7. 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針に基づく個人情報取扱特記事項等の個人情報の保護に関する関係法令を遵守し、その漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

## 8. 損害賠償

本業務の実施に際し、自らの責に帰すべき事由によって発注者に損害を与えた場合は、契約金額を上限にその損害を賠償するものとする。

## 9. 業務内容

業務の目的を理解し下記の業務を実施することで、市内事業者（市内の中小企業者、小規模企業者または個人事業主で、創業後概ね 5 年以上経過し継続して事業を実施しているもの）のデザイン経営導入、デザイン経営実践の支援を通じ、高付加価値企業としてのフロントランナー企業・人材の育成を行うこと。また、過去に本事業で支援を受けた事業者（以下、「卒業生」という。）や令和 6 年度で関わりのある事業者同士の交流を促し、デザイン経営を通じたエコシステムを構築していくこと。なお、必要に応じて、下記業務を実施するにあたり適宜オンライン会議システムを活用することを可能とする。

## I. デザイン経営を通じたエコシステムの創出

### (1) デザイン経営を通じた市内のエコシステム創出に係る企画及び実施

市内事業者のデザイン経営の必要性や経営力向上の機運を高め、デザイン経営を通じた市内産業の高付加価値企業を生み出す好循環（エコシステム）を創出することを目的とした企画（講座・ワークショップ等）を履行期間内に複数回実施すること。なお、内容については以下の点に留意し、発注者と協議の上で実施すること。

- ・潜在的にデザイン経営の手法を必要とする新たな企業の発掘、及びデザイン経営を導入し高付加価値を生み出す機運を醸成させ、下記Ⅱに記載の伴走型支援と関連が生まれるものとする。
- ・事業者の立場に立って、魅力的な内容となるように企画内容を決定し、実施すること。
- ・参加者が考えをアウトプットする場として対話の時間を設けることや、参加者自身にどれだけの価値があるのか等、新たな発見につながる場とすること。
- ・企画内容が伝わる魅力的なタイトルを決定し、本事業に関わるチラシや SNS 等広報用デザインを作成し、広報を実施すること。

### (2) コラボレーション創出を促す場の提供

本事業で支援を受ける事業者（以下、「被支援事業者」という。）や卒業生等、本事業で関わりのある事業者同士で、ビジネス上のコラボレーション創出を促すことのできる、クリエイティブな空間となるよう工夫した場を提供すること。なお、前項(1)における場の提供の中で可能な場合は、(1)及び(2)の業務内容を兼ねることができるとする。

## Ⅱ. 伴走型支援によるコンサルティングの実施

### (1) 被支援事業者の募集、審査、決定

- ・支援を希望する市内事業者を発注者と連携して募集する。参加者の審査を行う際の資料として、エントリーフォームを作成すること。なお、エントリーフォームの内容については発注者と協議の上、決定すること。
- ・申込状況や問い合わせ等については都度、発注者に報告すること。
- ・応募のあった事業者に対し面談などを実施し、発注者と協議して事前に作成した選定基準に照らし、発注者と協議の上、将来性があり地域に根差した支援するに相応しい事業者を「被支援事業者」として2社程度決定すること。
- ・本業務委託実施後の成果を図るため、被支援事業者に対し発注者の追跡調査に真摯に対応するよう許諾を得ること。

### (2) 伴走型支援によるコンサルティングの実施

伴走型支援により、被支援事業者に対し、経営改善に資する新たな経営戦略を策定できるよう、デザイン経営を実践するために必要となる知識・方法などを習得させるとともに、それぞれの被支援事業者に応じた、きめ細かなコンサルティングを行うこと。

また、卒業生が自走して事業・経営計画書を実現していく中で、窓口となり、必要な際は

フォローアップ機会の提供や、他事業者への橋渡し等を行うこと。

### (3) 経営計画書・事業計画書作成支援

被支援事業者に対し、個別の面談を実施し経営計画書・事業計画書の作成・見直しを支援すること。

### (4) 支援の経過・成果の広報

今後、フロントランナーとしてその取組を積極的に PR することで、地域にデザイン経営を導入する機運を醸成できるように、本業務委託実施の経過、成果について発信できる機会を創出すること。これは SNS 等広報媒体に限らず、イベント等で発信していくこととする。なお、『I. デザイン経営を通じたエコシステムの創出』と併せて実施することで、事業内において相乗効果が生まれるようにすること。

### (5) 商品・サービス創出の支援

本業務委託終了後に被支援事業者自身で策定した経営計画・事業計画を実施できるよう、商品・サービス等の創出の支援に努めるとともに、金融機関、行政機関、経済団体と連携し、橋渡しを行うこと。

## 10. 打合せ協議等

本事業を適正かつ円滑に実施するため、密接な打ち合わせを行い、業務方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面に記録する。

## 11. 成果品

本業務の成果品を以下に示す。

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| (1) 報告書（ファイル綴り）     | 2 部 |
| ・ 被支援事業者募集・選定結果     |     |
| ・ コンサルティング内容        |     |
| ・ 経営計画書・事業報告書作成支援内容 |     |
| ・ 支援の経過・結果の広報       |     |
| ・ 商品・サービス創出の支援への展望  |     |
| ・ 事業分析（新たな課題の発見を含む） |     |
| (2) 議事録             | 1 式 |
| (3) 上記電子データ         | 1 式 |
| (4) 本事業に関して作成された広報物 | 1 式 |

※ただし、受注者に無断で複写・使用は行わないものとする。